

第9回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

おはようございます。本日第9回会議になります。

引き続きまして政務調査費についての協議を続けたいと思いますが、いくつか事務方のほうに資料について頼んでありますので、それをまずざっと説明してもらい、その後、議論を進めたいと思います。

では、説明をお願いします。

(事務局)

資料1 政務調査費に関する調べ

前回、宿題をいただきました財政力指数に基づく分類をいたしました。A3三つ折りの紙でございます。議員報酬の議論の時に提出いたしましたグループと同様に、三重県は0.5以上1.0未満ということでBグループの分類をさせていただきます。

それで、政務調査費の交付対象というのが各都道府県の条例によってさまざまございますので、会派分、議員分というのを単純に比較することは困難でございました。各グループ毎に平均を設けてはおりますが、備考欄に書かせていただきましたとおり、会派分、議員分のそれぞれの平均は特別な計算をしておりますので、グループ全体での平均を見比べていただくような場合には、「合計【議員1人当たり】」、こういう欄で見えていただいたほうが比較しやすいのかなというふうに思っております。

それによりますと、三重県議会の条例本則額が合計33万円であるのに対し、Bグループの中での平均は40万4,000円を超えておるといような状況でございます。神奈川県や大阪府などかなり高いところもございますが、同じグループの中で比較をしますとこのような結果になります。

資料2 年度別会派分 政務調査費収支報告状況（使途項目ごとの割合）

前回、平成22年度分だけを使途項目内の支出科目まで調べて結果割合をお示ししましたけれども、今回は平成19～22年度分について各使途項目に対する充当割合というものの調査の結果でございます。

予めお断りさせていただきたいのですが、今回お出ししました資料2から資

料5まで政務調査費の数字が挙がっている部分ですが、これにつきましては政務調査費の収支報告書から数字を拾ったものではございますが、各年度分とも閲覧開始時点での当初の報告額に基づくものでございます。例えば按分率を間違っていたとか、公表してから何かの事情によって修正をしていただくということも少しあるのですが、そういう場合、閲覧開始後でも修正報告をいただいて金額が変更になっていく、従いまして年度分も変わっていく場合もあるのですが、それらは考慮しておりません。当初に報告していただいたとおりの数字でございます。

それからもう1点、これも各資料共通のお断りですが、平成19年というのは改選年でございました。それでその議員の任期が満了する4月29日までの、要するに政務調査費で言いますと4月の1ヵ月分なのですが、これは別途収支報告書が出されますので、今回、平成19年度分としてお出ししておりますのは、各資料とも5月1日以降分で、政務調査費としては11ヵ月分ということになります。

それで資料2の内容のほうなのですが、執行額ゼロから90%程度執行するところまで、これは非常にさまざまありますけれども、大まかな傾向で見えますと、やはり調査研究とか研修、そのあたりに多く使われているというようなことでございます。

後ほど議員分を説明させていただきますが、議員分と比較すると、広報費の割合が低く、また人件費がまったく使われていないという特徴がございます。

資料3 会派分 政務調査費執行状況

これは返還額と合わせて記載をいたしました。平成19年度分の上下で太い線が引いてありますのは、三重県の政務調査費制度を変更したという意味で、平成18年度より前は領収書添付の制度ではございませんでした。平成19年度、これは先ほど申し上げましたように、5月分以降ですが、それ以降は1件1万円以上の支出に関する領収書を添付して公開という制度に変わっております。

平成17、18年度の返還率は極めて低かったのですが、平成19年度分は15%近い返還率、平成20年度以降はさらに高い返還率になっております。

平成21年度からは、政務調査費の10%削減ということで、会派分、議員分合計、これは合わせて33万でしたから、10%に当たる3万3千円を条例本則額

の会派分 15 万円から減額して交付をしておりますので、平成 21、22 年度は、議員 1 人当たり 11 万 7 千円で掲載しております。

会派分としてだけ見ますと、議員 1 人当たり 22% ぐらい削減になっていくわけなのですが、それでも 17% とか 22% とか、比較的高い返還率という状況でございます。

因みに、会派や議員が年間の交付金額を使いきらずに残額が生じた場合や、先ほど少しお話させていただきました修正報告により残額が発生したというような場合などには、納入通知書を発行して、実際にお金を返還していただくというやり方を取っております。

資料 4 年度別議員分 政務調査費収支報告状況（使途項目ごとの割合）

これは調査会からのご指示により、この任期中の各議員ごとの政務調査費の使い方というものを、このようにまとめて公表するのは今回が初めてでございます。

網掛けをした欄ですが、これは各年度その使途項目への充当割合が高い順でのトップ 3 を示しております。細かく見て行くと 3 番目と 4 番目に大差ないところもありますが、とりあえず上から三つだけを拾って網掛けをしました。

最終の 4 ページには、議員合計欄がございますが、その上は「議員番号 49」とさせていただいております。これは任期途中で辞職された議員とか補欠選挙で当選された議員など、1 年度分以上政務調査費の報告がなかった議員は個人名が推測しにくいように、すべて 49 番という形でまとめてございますので、49 番は実在の議員の状況ではございません。

合計欄に表れておりますとおり、全体の傾向としては調査研究費、広報費、人件費、これらの使途項目に対する充当割合が高いというような形になっていると思います。

個別に見て行きますと、人によってその政務調査費の配分に顕著な傾向がある方、あるいは年によってまったく異なる方、さまざまございます。例えば議員番号 4 の方は、調査研究費、研修費、会議費での充当割合が毎年高い一方で、広報費への充当がゼロ、ただ後半の 2 年間は人件費へ議員全体の充当割合を上回る率で充てているとか、そういった特徴のある方があるということです。

それから議員番号 8 の方を見ていただきますと、例年、調査研究費が 8 割前

後と極めて充当率が高くて、その割合が毎年トップ3に入ってみえるということです。

それから議員番号9の方は、例年、調査研究費への充当割合が高いのですが、その他の使途項目をほとんどお使いになりませんので、執行率としては6割程度というような感じの方もお見えになります。

それから、年によるバラつきで顕著なのが議員番号10の方ですが、毎年、資料購入費への充当割合がトップ3に入っておりますが、最終年度だけはこれまで使っておられなかった広報費に6割以上充当されている他、最初の3ヵ年で4分の1近くを充てていた人件費がゼロになっているというような、年による違いもございます。

それから、次のページの議員番号21の方ですが、その方は広報費、事務所費、事務費、人件費への充当割合が高いのですが、他の議員が比較的多く充当している調査研究費への充当率がかなり低いというような特徴がございます。

このように、議員の政務調査費の使い方には一定の傾向があるものの、やはりそれぞれ個性が表れてまいりますので、細かく見出すとキリがございません。ですので、説明はこの程度にさせていただきます。

すでに午前中からヒアリングを実施していただいておりますが、誠に申し訳ないのですが、午後のヒアリングの時にも参考にさせていただければと思っております。

資料5 議員分 政務調査費執行状況(議員全体)

議員分を会派分と同じように返還額と合わせて記載をしたものでございます。表の構成は、先ほどの資料3とまったく同じでございます。

平成19年度以降、当初の返還額が交付金額の2割程度、平成20年度分については交付金額の4分の1以上が当初から返還されているという状況でございます。

資料6 議員の政務調査費に関する交付税算入について

これも前回調査会の宿題で、交付税措置の状況がどうなっているのかということでございます。総務省に確認をさせていただきました地方交付税の状況で、都道府県分ですが、制度導入時の平成13年度から交付税算入をされており、平成11年度、これはまだ「県政調査研究費」という時代でございますが、その時

に団体数が一番多い支出額を基に算出したということでございます。

第2回の調査会で、座長のほうから提出をいただきました資料の9ページには、1人月額23.9万円という記載をしていただいておりますが、下の表にございます1億5,200万円を議員数53、月数12で割りますと、23万8,993円という形になってまいりまして、多分これのことをお書きいただいたのだらうと思います。

なお、平成19年度以降は、「包括算定経費」ということで、政務調査費としていくらが交付税算入されているかということは明白ではございません。

下の市町村分ですが、その法制化当時、全国で3分の1程度しか調査研究費が支出されていなかったようでございまして、そのことから標準的な経費とは言えず、交付税算入されておらず、現在もしていないということのようでございます。

提出資料の説明は以上でございます。

(大森座長)

資料6から行きましょうか。

これを一応調べていただいて、若干のことが分かり始めてきましたが、本当のところは依然としてよく分かりません。法制化当時はともかく、今は相当、少なくとも大きな都市はほぼだいたい政務調査費を支出していますよね。だから、もしその論理で行けば、そちらのほうにも何か措置があつて然るべきだと思いますが、全然措置がないのですよね。そこらへんがよく分からない。

現在も都道府県分は入っていると言えるのでしょ。ちょっと分からないのですが。現在も政務調査費については地方交付税の措置があると言えますか。分からない。

(事務局)

総務省の交付税課のほうに確認しましたら、今、明示はしておりませんが、算定をしておるという考え方は引き続き取っているということです。ただ、明示はしていないということでした。

(大森座長)

ひも付きであるというような誤解を与えてはいけないという話で、包括算定

経費方式とか。

何かお気づきの点はございますか。

ちょっと今日は間に合わなかったのですが、前にちょっとお話ししましたように、この政務調査費、報酬についてもそうだった記憶があるのですが、前に国が作っていた地方分権改革推進会議で一度これが問題になっていて、それでその当時の推進会議のメンバーから、一部だと思うのですが、「選挙で選ばれる方々の経費を地方交付税で見るのはいかがか」という意見が出まして、その時に六団体側が何かヒアリングに応じて反論していたと思うのです。その資料については確かめてもらうようにしていますので、次回には出てくると思います。そういう議論があったということです。

皆さん方のほうで何かご指摘等ございますか。

この、市町村分が出ていないことについて、市町村の方々はほとんどご存じないと思うのですね。知っていたら怒ると思うので。

標準的な経費ほど普及していない感じなのですが、市町村のうち市については相当のところをやっているの、ほぼ標準的な経費と言えないわけではないでしょ。どうして地方交付税措置をやらないのですかと言われる可能性もないわけじゃないですよ。

一般的にこの政務調査費の性質をどう考えるかということの一端ですが、これはよろしゅうございますか。こういうことがある程度分かってきたということで。

何とも歯切れが悪いのですよね。聞いても教えてくれないのですから。しかし、少なくとも都道府県については政務調査費の地方交付税の措置が行われていると、そういうふうに理解しておこうということです。この件、よろしいでしょうか。

その前にいろいろまとめていただいた資料がありますので、見ていきたいと思えます。

資料1は、報酬の時と似ていまして、グループBでやっても結構ばらついていのですね。それぞれの自治体の意向も反映してばらついている。三重県は、何となくいつも無難な真ん中ぐらいにいるのですよね。どうしてそうなったかよく分からないですが、目立たない位置にちゃんという。

(青山委員)

この「※」印が付いているのはどういう意味ですか。

(事務局)

条例で会派分から議員分へその一定割合を渡すことができるという決め方をされているところに印を付けてございます。例えば三重県議会の場合ですと、会派分が15万、議員分が18万というふうに条例でそれぞれの交付対象及び交付対象に交付する金額を明記しているところはそのように書いているのですが、そういうふうになっていないところに印を付けました。

例えばBグループで行きますと、兵庫県さんは、その額50万円の交付割合は各会派毎に決めるということができるような形で条例を定めていますので、各会派毎で議員にいくら渡すか、会派にいくら残すかということを決められるという、そういう制度のところは、会派分いくら、議員分いくらというのは分かりませんので、例えば平均を出すとか、そういう計算からは除外して計算しております。50万円だけが分かっておりますので、その部分を平均で先ほど40万何がしというお話をさせていただきました。

(大森座長)

下のほうのグループで北海道は、財政が大変ですけど結構出しているのですよね。これは広いからでしょうかね。ここだけ突出してたくさん出している。報酬もそうだった。北海道の議員さんというのは、他より偉いのかも知れない。ただ広いだけじゃないのかも知れない。もしかしたら格が上なのですよ。聞いてみたいね。北海道はどうしてこうなのか。この財政力指数の中で何かヒントがないかということで作っていただいているのですが、それぞれ事情を反映していますねということで。

(金森委員)

会派分がないところは、個人が会派に逆に拠出して運営しているわけではないのですか。

(事務局)

そのような運営の実態までは調べられていないのですが、基本的にその議員分のみというふうに決めておる都道府県もあるようでございますので、それはおそらく議員が使っているんじゃないかと推測するだけです。

(大森座長)

考えられますよね。議員さんに配分しておいて、持ち寄って共通化して会派として何か調査するというのにはあり得ますよね。現行制度は、今のところそのやり方がとれるということで。ここからヒントが出てくるかどうかですね。

資料1はよろしいですか。

それでは、次に資料2と3、4と5に行きましょう。この会派分も議員さん分も、これは例えば県民の方々がこの議員さんはどなたであるかということ調べようすると調べられるのですか。それは調べられないのですか。

(事務局)

実際に図書室のほうで個別の報告書を見ていただきまして、その金額から充当割合を電卓で叩くと出てしまうという部分があります。

(大森座長)

そうすると、今回事務局にお願いして作ったこの表を県民の方がこれを見て、Aから会派の議員さんが並んでいます、これでより分かりやすくなりますか。ここから何かそういうヒントが得られますか。それはないですか。

(事務局)

ヒントとおっしゃいますと？

(大森座長)

要するに今回は名前が出せないでしょ。会派も議員さんも名前は出さないで作ってもらっているわけですね。出さないということは何か理由があるでしょ。

(事務局)

それは、現時点で公表していない資料だからということで。

(大森座長)

だから、この資料を使って、2番さんは誰かということ仮に追求しやすくなっているかどうかと聞いているのですが、それはない。そういうふうにはこの資料は役立たない。

(事務局)

議員分で行きますと、1番、2番の方は政務調査費をまったく執行されていないので、これはすでに公表されております資料の中で、返還額が216万円、全額使われていない議員の方は明らかになっておりますので、こういう場合はも

うどうしようもないのですが、それ以外のところではなかなか分かりにくくなっているかと思います。

(大森座長)

これはやっぱり、僕らは今ヒアリングをしていますが、少なくとも会派と議員、特に議員さんについては、自分が政務調査費のどういう費目を重点的に使っているかということは、その議員さんの広い意味で言えばある種の戦術ですよ。だから、固有名詞は出ないということでしょうね。

(青山委員)

ちょっと分かりにくいのですが、例えばこの資料4について、これは情報公開をしているそれぞれの年度の当初に出た収支報告、ということは22年度も年度当初に全部数字が出ているわけですよ。

(事務局)

年度当初と言いますか、23年度の6、7月ぐらいですが。ただ、数字と言いますのは、合計額しか公表しておりません。前回ご確認いただきましたホームページにも載っております資料ですと申し上げましたが、それはこの使途項目ということを区別せずに、合計でいくら使われたかということだけしか、積極的に公表しておりません。

議会図書室に来ていただいて、閲覧していただければ、それぞれの議員がいくら使ったか、あるいは何費にいくら使ったかということまでは分かるのですが、その部分は閲覧に来ていただいて見ていただかなければ分からないという点で、今回こういう公開の場でお出しする資料はこういうものと、番号で表示をさせていただいております。

(青山委員)

この資料が適切かどうかということは一回横に置いて、三重県議会の情報公開のありようとして、どうしてそういう曖昧な中途半端なことをするのかという疑問は湧きますね。総額だけ出すのでなくて、総額で出ているというのはホームページで見ることができるという意味ですね。ホームページで総額だけ見たって別にどうっていうわけじゃなくて、大事なものは誰でも簡単にアクセスできて、誰がどの経費にどれぐらい使ったかということが見られることが真っ当な情報公開で、その裏付けになる、例えば領収書を見たいと言えば議会

図書室に行ってみると言うのなら話は通ると思うけれども、どうして総額だけにしているのかということは、どういう説明がつくのですか。ホームページ上はどうして総額だけにとどめておいて、来れば中の費目ごとに見られますよというふうになっているのはどうしてか。情報公開としては非常に中途半端と思えるのですが。

実はこれは、政務調査費の県民の理解を得られるか、得られないかということを考えていく上で大切な問題だと思うのです。だからどういう説明がついているものなのですか。何となくそういう話になっているということですか。

(大森座長)

政務調査費のどの費目にどういうふうに配分して使っているかというのは、まったく条例上問題ないわけですよ。つまり、偏っているかどうかということを含め、各会派の議員さんがどういう費目にどういうふうにウェイトをかけているということはまったく合法的ですので、何も問題ないと思うのですよ。そういう仕組みになっているわけですから。それ自身が問題であるわけじゃないのですよね。

私どもとしては、政務調査費のあり方とか今後のもし修正し得るのだったらどういう点が着眼点かということを探り出したいのですが、こういうのが出てくると、例えば今回、私はそういうことを予期していたわけではないのですが、各議員さんについて4年度分についてどこに使っているかということ、1番さんは誰ですかと教えて欲しいと県民が言われた時に、議会は断れるのですかということなのです。これに名前を入れて出して欲しいと言われた時に、議会のほうとしては、「それは情報公開としてできません」と言えるのでしょうかという、全然違う議論が出てきちゃうのです。私どもはそういうことを意図したわけではないのですが。

何か問題があるのでしょうか。これは合法的に使っているので、1番さんから名前を入れても何も問題ないのでないですかと言われた時、どうするのでしょうかという、そのことです。会派も同じことですけどね。

(青山委員)

だから、この先、政務調査費をどういうふうに改革するのか、しないのかという議論は当然これからするのですが、それもまた同じことですが、改革のあ

り方として完全な透明性ということを確保して、前の回でも言ったが、電車で2時間も3時間もかけて議会図書室まで来て初めて分かったというふうにするのか、せめてこれぐらいのレベルのところまではホームページで情報公開法で言う「自動公開」という原則を立てて、それで常に有権者に対して説明していくという、そういう情報公開の徹底を求めるというのが、当然ここから出てくるのではないかという気がするのですよね。

(大森座長)

ちょっとその話は置いて、とりあえずこの資料に即して、これから少し私どもとしては今ヒアリングをやっていますので、ヒアリングにも関係していきまして、ヒアリングの席は各議員さんが率直に何を考えているかお聞きしているのですが、こういう表が出てきた時に、ここから現在の会派分と個人分について、あるいは会派から個人に出しているお金の出し方があるので、明確に個人と会派を分けない、会派に配分の中から会派所属の議員さんに議員さん分として出しているやり方がありますよね。そういう会派がありますでしょ。いろいろなやり方があるということはだんだん見えてきている。

ある方は、ある費目はほとんど何もお使いにならない。中には個人分については一切要らないと言う人もおいでになるので、そうすると、同じように制度があっても議員さんによっては違う。そういう違いが出てくるわけですから、全体として私どもはこういう部分をどういうふうにかえようかと。

このあとのほうに出てきている、制度が変わって領収書を1円以上取れという、その前だと1万円からかな、返還率が高まっているんですよ。この関係が何か解釈上、何か解釈ができるのでしょうか。領収書を出せと言われてたらやっぱり返還率が高まっているということについて。極端に言うと、使い勝手が悪くなっているとも言えますし、そんなものは当たり前だと。それ以前がおかしかったのだということも成り立つんですが。

(事務局)

その平成19、20年の間で申し上げますと、20年度分を公開するにあたりまして、「政務調査費のガイドライン」を定めていただきました。その中で例えば事務所費、事務費、人件費の合計が全体の2分の1を超えないようにとか、それから備品の購入はできるだけ避けてリース契約にしてくださいとか、そうい

うような形のガイドラインを定めていただきましたので、それまでどんな使い方をされておったかということを別にいたしますと、そういう制約が新たに加わっていると。単に領収書だけの問題だけではなくて、費目と項目ごとの制約というのが新たに生じてきているという部分があるかと思います。

(大森座長)

では、そういうふうに理解いたしましょうか。

(青山委員)

これはなかなか微妙な問題だと思います。例えば 22 年度で 22% を会派分で返還されたということで、この 1 年だけじゃなくて、徐々に上がっていると、概ね 2 割ぐらいは削減しても大丈夫だと、こういうふうに読めますよね。もしかしたら。

(岡本委員)

まったくそのとおりだと思いましたね。

(青山委員)

突発要因で変動したのなら、そうかなと思わないこともないけれども、ジワジワ上がってきているのが、議員分が 22.3、会派で 22.1、だからみんなそれだけ返還してくるといのは、そういうふうに考えたほうがいいという議論が出ると。

(大森座長)

削減をかけても、なおかつ返還率が一定率出てきていると。削減をかける以前もかけた後も返還率があるということが、今のような議論が成り立たないわけじゃない。もしその議論が伝わったら、次はみんな頑張って使うかも知れない。架空の話ですが。

(青山委員)

それはそれで別にルールに則っていればいい話で。

(大森座長)

だから頑張ってお使いになったらどうですかというサインでもあると。

(岡本委員)

聞いていると、三重県さんは結構ガイドラインでも厳しく言っているものでこれだけ余るわけですからね。

携帯電話はどうなっているのですか。今一番問題になっている携帯電話などはガイドラインで出しておられますか。

(事務局)

携帯電話代は、今のところ、政務調査費で充当していただかないようお願いをしております。ただ、携帯電話の使い方かと思いますが、今のところ、調査研究で外へ出て行っていただいた場合には、調査雑費1日3,000円定額でというふうな形で付けていただいております。これの名目が、例えば通信費であるとか、あるいは車で行った場合の駐車場代とか、場合によってはタクシー代とか、そういった諸雑費のようなものをまとめて3,000円というようにお願いしておりますので、携帯電話代を個々にいくらかかりました、この業務で使いましたと言われても到底みられませんので、その3,000円の中でやってくださいという形の処理になっているかと思えます。

(大森座長)

同じようなことは広報についても、普通、私が知っている個々の議員さんの広報活動というのは、やっぱり紙媒体で一応議会報告を印刷物にしてお配りになっている時に使っているのですが、やっぱり新しい媒体で言えばブログで出しちゃえばいい。おそらく将来はそうなる可能性もある。

しかし、ブログで出すから紙媒体はダメよとは言にくい。やっぱり何かサポーター、支援の人がおられて、自分たちが支持している議員さんはこんな活動をしているということを一人ひとりに手渡すという活動を必ずします。ブログだから見りゃいいと言うのでなくて。

だけど、やっぱり同じように情報を伝える技術も変わってきます。その時はどういうふうにしたほうが、議員さんたちの活動を支援できるか、長期的に見れば考えておかないといけない。だから、あんまり細かいことまで全部縛ってしまうとやりにくくなる。

だからこの返還率も、これだけ返還されているというのはどうしてなのか、本当はもう少し知りたいのですよね。本来、必要がなかったからそうなったのか、それとも使いにくいからそうなっているのか、この理解は難しいですね。

残っているヒアリングの時に、もし可能でしたら少しでも確かめてみましょうか。

(廣瀬委員)

返還率ですが、個人分について言うとゼロという方が数名入られるだけで、他の方が例えば 100%であったとしても、人数比の部分だけ返還率が出てしまいますから、そういうところは配慮する必要があるだろうなと思います。

それと按分ということは、補助金の補助裏みたいなのに、按分で見られない部分については自分なりの資金の手当てができないとその分使えませんから、それによって抑えられてしまうというお金の面での効果としてはあるだろうなと思います。

(大森座長)

一応、この制度上は会派も個人も両方も出せるが、別のところで限定しているところがありますので、これは議員さんに出している場合と会派に出している場合は少し自ずと違うと思うんですよね。それについても少し考察を重ねるべきだと思っていて、ここは三重県だけにとどまらずにちょっと異色のあるところで、どうしてそういうやり方をお取りになっているのですかと。会派と個人の切り分けについてどういう考え方で、皆さんの議会はそうなっているのですかと、ちょっと私どもとしても聴き取る必要があると思うのですよね。

会派が単位として行動する場合と個々の議員さんとは自ずと違ってきますので、そうすると会派が政務調査費を使う上でどういう役割を果たしているのかということに通じますので、一、二、特色があったところでいいですが、お問い合わせぐらいでいいですから、ちょっと確かめてみましょうか。三重県を相対的に理解するためにも、そうでないところで聴き取りをしたい。やってみましょうか。

(廣瀬委員)

会派が会派分と議員分の比率をそれぞれに決められるというものが、比較的近年の条例改正で導入されていることが多いですよね。その中のどこか代表的なところにどういう議論があってそういうふうに変えられたというのはお尋ねになっていただけますでしょうか。

(大森座長)

北海道は、この額について道民からクレームはないですかと聞いてみたい。多分北海道の皆さん方は、この財政力グループごとに出していないでしょう。

こういう議論はしていないと思うのですよね。これが「どれぐらいいるの？」とかですけれど。無理のないところで、もしどうしてそういうお金を出しておいでになるのですかと、そのことはちょっと事務局を通して調べてみましょうか。

私どもとしては、今回議員さんへのヒアリングが行われていて、それで最終報告に向けて、政務調査費は固めて何か、とりあえず現状がどうなっていて、どういう問題があって、こういうふうに考えたらどうですかということをもとめなくてはいけないということと、それから最終報告は中間報告で残しているような議論があるものですから、それをちょっと議論しなければいけないというところがあります。

一応仰せつかっているのは6月いっぱい最終報告を出して欲しいと言われてますので、6月ギリギリのところ設定した上でそれ以前から少し準備を整えていかないとはいけませんので、とりあえず今日、最終報告に向かって方針等で私どもが中間報告でまとめて、宿題が残っていますよね。定数についてはまず一切何も触れていないのですよ。もともと県政全体の費用から考えれば、トータルで公費として議会にいくら出ていて、それがどんな比率かということも含めて考えることになると思うのですね。当然ながら定数問題が係わってくるのですよ。しかし、定数問題をやると、当然ながら選挙区制度の問題になってきます。だけど、どこかでそういう選挙区制度を含めた定数問題について何がしかのことを言う必要があるかと思えます。

今回は特段にそれを私どもは仰せつかっていないのですが、前の時にチラッとその議論が出てきましたので、それに踏まえる必要があるかも知れない。いくつかございましたでしょ。最終答申中で触れて、今後の三重県議会の改革を進めていく上でのいくつかの着観点についても考えなければいけないかも知れませんし。

今日何かお気付きの点があれば、最終報告を少し準備する上で、こういう論点は入れるべきじゃないかということがあれば、思い付きで結構ですので、出していただいたらどうかと思っております。

定数問題はどうでしょうね。制度上は郡・市の単位が町村単位に変わると。議長さん、今これはやれそうでしょうか。

(山本議長)

現在、要請中でありまして、通るのじゃないかと思いますが、ただ、国のほうの定数がああいう感じですので、どうなっていくかという懸念はしていますが、地方自治法と公職選挙法の改正については通っていくのじゃないかと思えます。

(大森座長)

やっぱり全体が経費と係わっていますからね、定数については。

事務局、それ以外に中間報告で何か宿題で残ったものがありましたよね。

(事務局)

まとめにあたってというところの提言を、大きなところを言っていただく時に、もっと制度改正のところまで言及していただくとか、そんな議論をいただいていたような気がします。

(大森座長)

制度改革というのは法制度改革のことか。これはどうでしょうかね。地方自治法上はいろいろ改正案が出ていて、そういう情報も出ていますが。

廣瀬さん、どうでしょうか。

(廣瀬委員)

今日のヒアリングでも少し出ていますが、例えばいろいろな経費精算の方式が、以前は民間企業も含めて、先ほどの3,000円という現地での行動費、そういうものと同様に、もう定額で足が出るかも知れないし、余るかも知れないけれども、もうそういうことで精算をするのだという割り切りで運用されているような制度が、これは企業部門を含めてもそれなりに多かったのではないかなと。例えば30年、50年前までは。

現状ではおそらくいろいろな経費の精算の技術面であるとか、あるいは以前は例えば国鉄の窓口は領収書を取ることで自体想定されていないような処理であって、旅行代理店で手配しない限り、なかなか交通費の精算も難しかった代わり、制度も簡単で、この区間を動いたという事実だけで額が確定できるという処理だったけれども、それをもう実費精算方式にどんどん切り替えてきている。そのへんの事務处理的な流れの世間的な変化と議会における制度がどうもズレが生じていて、そこに対する批判もかなり出ているかなという気がするのです。

が、そういうことについての押さえということだろうなと思います。

(大森座長)

中間報告では、報酬については本則の議論しかやっていませんで、ボーナスについては、ボーナスを含めたトータルの額については議論していないのですね。それが三重県という県の民間等のどこから見てからどうかという議論は一切していない。本則についてこの水準で考えたらどうですかとしか言っていない。実はあれは掛け算ですから、ボーナスも決めていますので。法律上ボーナスも出せることになっていますので。ボーナスを入れたトータルの額で普通県民に示したら、相当の額が出ていると見る人がいるわけですね。だから、議員さんに出てくる報酬全体の大きさみたいなものについて何かしらのことを、事実分かっているのですが、何か我々が言う立場かどうかということもありまして、言わなきゃいけないとは思っていませんが、問題としてはないわけではない。

(青山委員)

うんとマクロで考えれば、報酬だとか政務調査費がなぜこうやって見直さなければいけないかという理由は簡単なことで、人々との信頼関係を、有権者との信頼関係をきちんと取らなきゃいけないということですよ。

それは何かと言ったら、異常に多いのではないかという、そういう疑問があるからですよ。しかし、そのアプローチから行くと、そのアプローチも大事で、広域自治体の議会の構成というのはどういうものなのかと。構成というのは、つまり「定数×報酬」になると思うのですが、仮に同じような議会経費をかけるとして、今、1人当たりの報酬が高すぎるのか、足りないのだったら定数を減らせばいいということになるし、低いんだったら、そのまま低くするというのもあるかも知れないけれど、もっと低くして定数を増やしたほうがいいのかという極端な話になりますよね。

三重県はどうするのかということ、今がちょうどいいのか、それとも定数1人当たりの報酬を減らしてでもいいから、やっぱりいろんな人たちが出られるようにしたほうがいいのか、どうなのかという問題はずっと残って行くのだと思うのですよね。

それともう一つの大きな原則から行けば、前にも私は発言した気がしますが、

もっと男と女の比率がドラスティックに変わらなきゃいけないということ、それと勤め人がもっと出られなきゃいけないということですよね。

お金が、資金的に余裕がない人でも議員になれるような、議員になっても生活に困らないような方策って一体何なのかということ。子育て中の人たちが、実は一番さまざまな公共サービスに関心が高いはずなのに、その人たちの代表が出られないという問題が実は内在していると思うので、だから男女別、性別、職業別ということを考えれば、そこでもしかしたら彼らの収入の少ない人でも議員活動ができるためこれだけ保障しようというふうになれば、それが県民の合意が取れば、それはそれで成立するのだろうと思うのですよね。

だからいくつか、これから先の三重県議会の報酬などを考えていく上で考えられる原則、それから検討、議論すべき原則というのが、もう一つ、二つ、三つぐらいあるのでないかという問題提起になっていけばいいんじゃないかなという気がするのですよ。

(大森座長)

多分、都道府県と政令指定都市の場合、選挙区制度があるので、選挙区制度があるということは、各選挙区の住民が代表者を選びますから、都道府県議員さんが二重の制度で動いていると。一つは選挙区を代表してきている。地域代表です。しかし、それにとどまらず、県議会全体の構成メンバーだから、全体のことを考えてくださいと。ここは選挙区制度を敷くから明確なのですよ。普通の首長さんがこれは非常に曖昧になっているのですよ。実際には地元しか選出しない人が全体のことを考えろと言われていたというけど簡単にならなくて。選挙区制度を持っている場合の代表のあり方については、それ自身としてやっぱり考えておくべきじゃないかと。

ということは、今度は選挙区をいくつ置くかということと、各選挙区間の1票の格差問題が出てきますが、普通に考えれば、1選挙区1人というのは、1人が何か不都合になったら、その選挙区から出ている人がいなくなるわけで、常識に考えれば2人要りますよね。しかし、本当にそういう議論が成り立つのかどうかを含めて、選挙区制度を持っている都道府県議会のあり方を考えなくてはいけない。

しかし、今度は、それと会派はどうやって結び付いているのだろうかとする

と、各選挙区から出てくる人が違う選挙区の人と会派を組むことによって、選挙区を横断するような視点を獲得できるかも知れない。他の選挙区の事象だからじゃなくて、それを何とかうまくつないでいけば、全体としてはどういう判断が成り立つかということになるから、県議会の中の会派の持っている役割とか性質がどこかでつながっているような議論もあり得ると思うのですね。一つ一つ個別に理解していくと、「何か分からないなあ」と思うのですが、だから都道府県という単位の中で置かれている議会のありようについて、少し私どもとしては、こういう点について今後少し考えていったらどうですかということも言ってもいいかも知れない。その時に大事なことは、単に定数ではなくて選挙区制度を持っている場合の定数問題についても配慮すべきことがあるのではないかと。

そうすると今度は、都道府県議会のあり方、今回の我々のあり方と、小さい市町村のあり方と、本当に減らしていいのだろうかとなると、今の法律の立て方は一律に扱いすぎているから、もうちょっと違っていいということ、今度はこれは都道府県と市町村と区別していくという方向に向かうので、それが本当に望ましいかどうかがありますので、全部について解答があるわけではないのですが、いくつか今後にわたって議員さんの皆さん方で議論して欲しいということぐらいまでは、少し踏み込んでいってもいいかなと、そういう感じなのですが。こうしろというのはちょっと難しいですけど。

いくつか今まで考え付かなかった考え方とか。

(青山委員)

ラディカルに言ってしまうえば、定数50のうち半分は選挙区、地域代表でいいと。残りの半分は政党が付いている、つまり、比例代表制と。三重県だけが独自の選挙制度を作れるかどうか、それはよく分かりませんが、今後の大きな方向として、そういうやり方をしていくと、いくつかこの政務調査費の改革にもつながるかも知れません。

そういうことと噛み合わせてくると、議員の政治活動のための経費をどこがどう見る、誰がどこに調達するかという問題もそうだし、さまざまな階層の人たちが議員になれるという道ももしかしたら出てきて、同時に地域代表という要素も見なければいけないので、そういうハイブリッドな選挙制度があるので

はないかと。

これを地方制度調査会のような場ではなくて、こういう各県議会のところから問題提起をしていくことができれば、意味があるのでないかと思うのですけど。

(大森座長)

前に都道府県議会議長会のほうで議論した時も、それを言われたことがあるのですよ。一体都道府県議会のあり方を考えている時に、比例代表のような話をどう考えているのですか、そういうことを抜きに今後の議論は進まないんじゃないですかと言われたことがありました。前からちょっと気になっていること。それはそのとおりで、論点なので。

まあいくつか今のようなことも含めて少し書き添えるという程度かも知れませんが。

(青山委員)

ちょっと思うのですけど、この政務調査費の項目の中で広報費ですが、会派にも広報費があつて、個人にも広報費があるのですが、これを政務調査費で賄うという理由付け、意味付け、これは事務所費ともまた違う意味付けがあるような気もするのですが、これはどう考えればいいのか、なかなかスッと頭に入らない。一般の人たちの感覚を考えると。個人個人の政策活動報告なんじゃないのかというふうにも見えないわけでもないし。しかし、議員としての活動をオフィシャルに伝えなければいけないということなら、そうなのかなと思うし。でも、それはもしかしたら、会派の報告でいいのでないのかと言えないわけでもないし、そこは非常にいくつか多様な議論が出てくるような感じがするんですよ。

(大森座長)

前から申し上げているように悩ましくて、政務調査費のあり方について何が私どもして言えるかなかなか難しいのですけど、一番難しいのは「政務調査活動」と呼ばれているものと、議員さんたちが実際に行っている政治活動はそんなにきれいに分けられないのですよね。どこかでしかし形式的なラインを引いた上でしっかりそれをやってもらうということが現実的かも知れませんが、実際なかなか分かりにくいのですよね。

個々の議員さんは政務調査費で、例えば事務所を置いて、そこで後援会の皆さん等が手伝って、そこで自分の活動についてまとめて配ってもらうような活動は、それは政治活動ですから、政務調査費は一切使ってはいけませんと言えどどこかで区切りますよね、ここまでだと。多分現実的にはそういう扱いになると思います。本当にそれは議員さんの活動を応援することになるのだろうか、片一方で疑義があるかと。本当に悩ましくて、できれば今からでも、「このあり方は取り下げます」と言ってくださるとすっきりするのですが。

何とか今まで出てきたことを含め、一歩でも二歩でも少なくとも県民の皆さん方からご理解を得られるような、そういう議論をまとめていきたいなと思っています。

本日は以上にいたしますので、ヒアリングの結果を踏まえまして、次回は少し粗々どういう方向を目指すかについて議論を進めたいと思います。

それでは、本日は以上でございます。

(終)

